

## 大学院関係の省令改正について

中央教育審議会大学分科会大学教育部会では、昨年秋頃から審議が重ねられ、以下のような省令改正の方向性が出されており、現在、パブリック・コメントに付しているところ。

**大学院設置基準の改正  
(スタッフ・ディベロップメント(SD)の義務化に関する事項)**

- 大学院は、その教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員<sup>※1</sup>を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修<sup>※2</sup>の機会を設けるほか、必要な取組を行うものとする。(平成29年4月1日施行予定)

※1 「職員」には、事務職員だけでなく、教員や技術職員を含む。

※2 ファカルティ・ディベロップメントを除く。

（ほか、大学設置基準、短期大学設置基準、専門職大学院設置基準及び高等専門学校設置基準においても同様に規定。）

**【参考】学校教育法施行規則の改正  
(三つのポリシーの策定・公表の義務付けに関する事項)**

- 大学は、当該大学、学部、学科又は課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次の1～3の方針（※）を策定・公表するものとする。(平成29年4月1日施行予定)
- 1 卒業の認定に関する方針
  - 2 教育課程の編成及び実施に関する方針
  - 3 入学者の受入れに関する方針

※ 大学院については、3（入学者の受入れに関する方針）の策定・公表のみ義務付け（現行規定から内容に変更なし。）。